

山梨県自治会館外壁（南面、西面、北面及び屋上）補修工事に係る質問書に対する回答について

No	質問項目	質問内容	回 答
1	藤棚及び植栽について	足場架けに際し、南面の藤棚及び西・北面の植栽が干渉します。撤去又は移植は工事範囲に含まれないものと考えてよいですか。	足場架けの際の植栽の対処方法については、施工計画の段階で別途協議します。 なお、南面の藤棚については、必要な剪定を工事範囲として見込んであります。
2	足場の仕様について	外部足場の仕様には指定がありますか。	原則、枠組足場(w900)としてください（仕様書 p 3）。
3	壁つなぎ撤去後の補修について	足場の壁つなぎ撤去後の補修は、シーリングと考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
4	工事エリアの分離区画等について	工事エリアの分離区画のための仮囲いの設置は外部足場まわりとし、仮設事務所及び資材ヤードはバリケード程度と考えてよいですか。	外部足場の全面をメッシュシートによる養生とし、荷揚げ・作業スペースについては仮囲いとします。なお、建物の出入口については、適切な養生で対処してください。 後段の仮設事務所及び資材ヤードについてはお見込みのとおりです。
5	石張り補修について	<ul style="list-style-type: none"> 石張り補修の範囲は、建物外壁面とし、藤棚部の柱梁部分の目地コーキングは別途工事と考えてよいですか。 玄関車寄せ庇及び南面パーゴラの石張り補修はないものと考えてよいですか。 	玄関車寄せ庇及び南面パーゴラ(南面藤棚部の柱梁)については、本工事の対象外です。
6	北面2階の吹き抜け部について	北面2階の吹き抜け部は、工事範囲と考えてよいですか。	お見込みのとおりです。外壁として、柱や梁のほか奥まった部分の壁も含め、本工事の対象範囲となります。
7	施工時の駐車スペース	施工時の駐車スペース、資材置き場など場内を借用可能でしょうか。	可能です。ただし、来館者の安全を確保するため、本組合の指定する場所に限りませす。